

議案第40号

北本市都市計画税条例の一部改正について

北本市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

平成25年6月3日 提出

北本市長 石津賢治

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例

北本市都市計画税条例（昭和46年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第2章」の次に「（第8条を除く。）」を、「第3章」の次に「（第14条を除く。）」を加える。

附則第14項を附則第15項とし、附則第13項を附則第14項とし、附則第12項中「附則第2項及び第4項」を「附則第3項及び第5項」に、「附則第2項及び第5項」を「附則第3項及び第6項」に、「附則第3項、第5項及び第6項」を「附則第4項、第6項及び第7項」に、「附則第5項から第7項まで」を「附則第6項から第8項まで」に、「附則第7項」を「附則第8項」に、「附則第8項から第10項まで」を「附則第9項から第11項まで」に、「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第13項とし、附則第11項の前の見出しを削り、同項を附則第12項とし、同項の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付し、附則第10項を附則第11項とし、附則第9項を附則第10項とし、附則第8項の前の見出しを削り、同項を附則第9項とし、同項の前に見出しとして

「（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付し、附則第7項を附則第8項とし、附則第6項中「第2項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第7項とし、附則第5項中「第2項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第6項とし、附則第4項中「第2項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第5項とし、附則第3項を附則第4項とし、附則第2項の前の見出しを削り、同項を附則第3項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付し、附則第1項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第37項の条例で定める割合）

- 2 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、
3分の2とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第1項の規定は、平成26年1月1日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の第7条第1項に規定する行為については、なお従前の例による。

議案第40号参考資料

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(北本市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第7条 北本市行政手続条例(平成10年条例第34号)第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、北本市行政手続条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p><u>(宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u></p> <p><u>2・3</u> 略</p> <p><u>4</u> 第2項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年</p>	<p>(北本市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第7条 北本市行政手続条例(平成10年条例第34号)第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、北本市行政手続条例第2章<u>(第8条を除く。)</u>及び第3章<u>(第14条を除く。)</u>の規定は、適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p><u>(法附則第15条第37項の条例で定める割合)</u></p> <p><u>2</u> 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2とする。</u></p> <p><u>(宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u></p> <p><u>3・4</u> 略</p> <p><u>5</u> 附則第3項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成2</p>

度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、第2項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、第2項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が

4年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第3項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第3項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が

0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、第2項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

7 略

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

8～10 略

（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

11 略

12 附則第2項及び第4項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第2項及び第5項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第3項、第5項及び第6項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第5項から第7項までの「負担水準」とは

0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第3項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

8 略

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

9～11 略

（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

12 略

13 附則第3項及び第5項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第3項及び第6項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第4項、第6項及び第7項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第6項から第8項までの「負担水準」とは

法附則第17条第8号ロに、附則第7項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第7項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項から第10項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

13・14 略

法附則第17条第8号ロに、附則第8項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第9項から第11項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

14・15 略